

第17回宇宙開発委員会（定例会議）  
議 事 次 第

1. 日 時 平成7年7月26日（水）  
14:00～16:00
2. 場 所 委員会会議室
3. 議 題
  - (1) 前回議事要旨の確認について
  - (2) 専門委員が常設部会に属する期間について
  - (3) 第2次国際微小重力実験室(IML-2)搭載実験に係る開発結果の評価及びH-IIロケット試験機3号機による静止気象衛星5号(GMS-5)の打上げ結果の評価について
  - (4) 「宇宙開発計画」の一部変更について
  - (5) 技術試験衛星V型特別調査委員会の廃止について
4. 資 料
  - 委17-1 第16回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案）
  - 委17-2 専門委員が常設部会に属する期間について（案）
  - 委17-3 第2次国際微小重力実験室(IML-2)搭載実験に係る開発結果の評価及びH-IIロケット試験機3号機による静止気象衛星5号(GMS-5)の打上げ結果の評価について（案）
  - 委17-4 「宇宙開発計画」の一部変更について（案）
  - 委17-5 技術試験衛星V型特別調査委員会の廃止について（案）

第16回宇宙開発委員会（定例会議）  
議事要旨（案）

1. 日時 平成7年7月19日（水）  
14:00～14:10
2. 場所 委員会会議室
3. 議題 (1) 前回議事要旨の確認について  
(2) 「宇宙開発計画」に基づき関係各機関において新規に実施する予定の施策及びその見直しに関する要望事項について（追加）
4. 資料 委16-1 第15回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案）  
委16-2 「宇宙開発計画」（平成7年3月29日決定）に基づき関係各機関において新規に実施する予定の施策及びその見直しに関する要望事項について（追加）

## 5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

野 村 民 也

宇宙開発委員会委員

内 田 勇 夫

"

山 口 開 生

"

末 松 安 晴

## 関係省庁

文部大臣官房審議官（学術国際局担当）

長谷川 正 明（代理）

通商産業省機械情報産業局次長

一 柳 良 雄 "

郵政大臣官房技術総括審議官

岡 井 元 "

## 事務局

科学技術庁研究開発局長

加 藤 康 宏

科学技術庁長官官房審議官

間 宮 馨

科学技術庁研究開発局宇宙企画課長

林 幸 秀 他

## 6. 議事

(1) 前回議事要旨の確認について

第15回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（資料委16-1）が確認された。

(2) 「宇宙開発計画」に基づき関係各機関において新規に実施する予定の施策及びその見直しに関する要望事項について（追加）

事務局より、資料委16-2に基づき説明が行われた。

専門委員が常設部会に属する期間について（案）

平成7年7月26日

宇宙開発委員会決定

平成3年6月5日付宇宙開発委員会決定により、常設部会として、計画調整部会、安全評価部会及び技術評価部会が設置された。

これらの常設部会については、今後、技術、社会、経済等の状況変化に対して適切な調査審議を行えるようにするため、専門委員が常設部会に属する期間について規定を設けることとし、平成3年6月5日付宇宙開発委員会決定に下記の事項を追加し、同決定を別紙のとおり改正することとする。

記

1. 専門委員が常設部会に属する期間は、2年とする。ただし、補欠の専門委員が属する期間は、前任者の残りの期間とする。
2. 常設部会に属する期間は、更新することができる。
3. 常設部会に属する期間の満了の時点において調査審議中の事項がある場合には、調査審議が終了するまで属する期間を延長することができる。

(別紙)

## 部会の設置について

~~平成3年6月5日~~  
平成7年7月26日  
宇宙開発委員会決定

宇宙開発委員会（以下「委員会」という。）における部会の設置等について、次のとおり定める。

### I 部会

委員会に設置する部会は、常設部会及び特別部会とする。

#### 1. 常設部会

(1) 委員会に、常設部会として、計画調整部会、安全評価部会及び技術評価部会を置く。

(2) (1)に掲げる部会は、それぞれ次の各号に規定する事項のうち、委員会で定めるものについて調査審議する。

##### ① 計画調整部会

毎年度の宇宙開発関係経費の見積り方針及び宇宙開発計画に関すること。

##### ② 安全評価部会

宇宙開発に係る安全に関すること。

##### ③ 技術評価部会

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの打上げ（打上げ実験及び地上実験を含む。）の評価に関すること。

(3) 専門委員が常設部会に属する期間は、次のとおりとする。

① 専門委員が常設部会に属する期間は、2年とする。ただし、補欠の専門委員が属する期間は、前任者の残りの期間とする。

② 常設部会に属する期間は、更新することができる。

③ 常設部会に属する期間の満了の時点において調査審議中の事項がある場合には、調査審議が終了するまで属する期間を延長することができる。

#### 2. 特別部会等

(1) 委員会に、必要に応じ別に委員会で定める特別の部会等を置く。

(2) (1)に掲げる部会等は、委員会で定める事項について調査審議する。

### II 分科会

1 部会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき専門委員は委員会の承認を得て、部会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する専門委員のうちから部会長の指名する者がこれにあたる。

4 分科会は、分科会長が招集し、主宰する。

5 分科会長に事故があるときは、その分科会に属する専門委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 分科会において調査審議を終了したときは、その結果に基づき、部会で定めるところにより、部会又は部会長に報告し、又は意見を述べるものとする。

7 1から6までに定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会にはかって定める。

### ~~III 宇宙開発委員会決定の廃止~~

~~部会の設置等について（昭和53年5月24日決定）は、廃止する。~~

第2次国際微小重力実験室（IML-2）搭載実験に係る開発結果の評価及び  
H-IIロケット試験機3号機による静止気象衛星5号（GMS-5）の打上げ  
結果の評価について（案）

平成7年7月26日

宇宙開発委員会決定

### 1. 調査審議事項

- (1) 平成6年7月9日～7月23日に宇宙開発事業団が国際協力により実施した第2次国際微小重力実験室（IML-2）搭載実験に係る開発結果を評価するために調査審議を行うものとする。
- (2) 平成7年3月18日に宇宙開発事業団が行ったH-IIロケット試験機3号機による静止気象衛星5号（GMS-5）の打上げ結果を評価するために調査審議を行うものとする。

### 2. 調査審議の進め方

上記の評価に必要な技術的事項について、技術評価部会において調査審議を行うものとする。この調査審議は9月上旬までに終えることを目途とする。

### 3. 技術評価部会の構成

別紙のとおりとする。

(別紙)

## 宇宙開発委員会技術評価部会構成員

(部会長)

井口 雅一 (財)日本自動車研究所長、東京大学名誉教授

(部会長代理)

原島 文雄 東京大学生産技術研究所教授

石澤 禎弘 (＊) 宇宙開発事業団理事

上杉 邦憲 文部省宇宙科学研究所教授

大森 慎五 郵政省通信総合研究所関東支所長

木村 好次 東京大学生産技術研究所教授

久保田弘敏 東京大学工学部教授

小林 康德 筑波大学構造工学系教授

塩野 登 (財)日本電子部品信頼性センター専務理事付部長

田邊 徹 東京大学工学部教授

中島 厚 科学技術庁航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ  
第12研究グループグループリーダー

西島 敏 科学技術庁金属材料技術研究所損傷機構研究部長

野中 保雄 東京理科大学工学部教授

松崎 雄嗣 名古屋大学工学部教授

宮島 博 科学技術庁航空宇宙技術研究所角田宇宙推進技術研究センター長

安永 啓一 日本放送協会技術局送信技術センター長

(＊) 印の専門委員は、今回の調査審議については説明者として参加。

# 委 1 7 - 4

## 宇宙開発計画の一部変更について（案）

平成 7 年 7 月 2 6 日

宇宙開発委員会決定

今般、日米両国間において、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が発効したことを受け、宇宙開発計画（平成 7 年 3 月 2 9 日決定、同年 5 月 24 日一部変更決定）の「IV その他の施策」の項の「2. 国際協力の推進」を次のように変更する。

### 2. 国際協力の推進

科学、観測、通信、宇宙ステーション計画を含む宇宙環境利用等の各分野の開発計画に沿い、米、欧、ロシア、アジア太平洋諸国等関係各国との国際協力を推進する。また、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（平成 7 年 7 月 20 日発効）に位置付けられている共同活動については、同協定等に従って実施する。さらに宇宙分野における日米常設幹部連絡会議（SSLG）、仏独加豪等との科学技術合同委員会、日本・欧州宇宙機関（ESA）行政官会議、国連宇宙空間平和利用委員会における活動、海外の宇宙開発関係者の招へい、米国等諸外国との情報交換を行うためのデータベースの整備等により、宇宙開発の分野における国際協力の強化、推進を図る。

(参考)

変更箇所

〔            は、削除部分  
                     は、追加部分 〕

2. 国際協力の推進

科学、観測、通信、宇宙ステーション計画を含む宇宙環境利用等の各分野の開発計画に沿い、米、欧、ロシア、アジア太平洋諸国等関係各国との国際協力を推進するほか。また、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(平成7年7月20日発効)に位置付けられている共同活動については、同協定等に従って実施する。さらに宇宙分野における日米常設幹部連絡会議(SSLG)、仏独加豪等との科学技術合同委員会、日本・欧州宇宙機関(ESA)行政官会議、国連宇宙空間平和利用委員会における活動、海外の宇宙開発関係者の招へい、米国等諸外国との情報交換を行うためのデータベースの整備等により、宇宙開発の分野における国際協力の強化、推進を図る。

技術試験衛星VI型特別調査委員会の廃止について（案）

平成7年7月26日

宇宙開発委員会決定

技術試験衛星VI型特別調査委員会は、その任務を終了したので廃止する。